

(別紙)

仕様書（発注番号6）

1 業務の名称

令和7年度鳥取県中部総合事務所が所管する公用車の車検及び定期点検（委託）業務（その2）（発注番号6）

2 業務の範囲

別表1から別表3まで（以下「各表」という。）の区分欄ごとに次に掲げる業務

（1）基本点検項目に係る業務

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第62条の規定に基づく継続検査（以下「車検」という。）及び法第48条の規定に基づく定期点検整備（以下「定期点検」という。）に係る業務で、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものとして、各表の基本点検項目において入札対象としているもの

（2）追加点検項目に係る業務

車検及び定期点検（以下「点検等」という。）に係る（1）以外の業務で、各表の追加点検項目の項において入札対象としているもの

（3）その他にかかる業務

点検等に係る（1）以外の業務で、各表のその他の項において入札対象としているもの

3 対象車、台数、検査点検の種類及び発注予定回数

発注番号	種別 用途	車種	台数	検査点検の種類	検査点検 予定回数
6	普通特種車両	除雪トラック専用車10t（6×6） スライドグレーダ付	5	12ヶ月点検	3
				車検	2

（注）対象車、台数、検査点検の種類及び検査点検予定回数については、令和7年4月1日現在のものであり、今後変更の可能性がある。

4 この業務の対象外の部品の交換等

（1）受注者は上記2の業務の実施において、国の定める保安基準等に適合しない、若しくはその恐れがあるなど、この業務の対象とならない部品の交換、調整等（以下「対象外部品の交換等」という。）が必要な場合には、発注者とその内容について協議しなければならない。

なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。

（2）点検整備に使用する部品は原則として純正品とする。

受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS規格品又は同等品を使用することとし、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。

（3）受注者は、上記2の業務及び部品の交換等の作業のうち、発注者が指定するものについては、作業前後・作業中の写真を発注者へ提示し、発注者の確認を受けなければならない。

5 発注方法

発注者からの連絡により受注者が車両引取りを行う。

6 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 納入場所

鳥取県中部総合事務所県土整備局特殊車両車庫（鳥取県倉吉市下田中町825番地）

8 その他

- (1) 車両の納車、検査場への運搬等に要する一切の経費は、受注者が負担する。
- (2) 請求に当たっては、対象車の検査点検の種類ごとの契約単価の合計額（検査点検の種類が車検の場合は法定費用を加えた額）をもって請求金額とする。
- (3) 受注者は、3の表の検査点検の種類ごとに、業務完了後直ちに業務完了報告書を発注者に提出し、10日以内又は令和8年3月31日までのいずれか早い日に完了検査を受けなければならない。
- (4) 受注者は（3）の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。
- (5) 車検に係る法定費用（自動車重量税及び印紙代）については、受注者において検査機関に対して支払うものとする。

なお、受注者は（4）にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。法定費用の領収書等は、業務完了報告書に添付して提出しなければならない。

その他車検に必要な自動車損害賠償責任保険については別途発注者が手続きを行い車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

(発注番号 6)

<検査点検の単価の内訳(12ヶ月点検)>

除雪トラック専用車10t(6×6)スライドグレーダ付【鳥取800は680】

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 （点検基準別表第5「自家用貨物自動車等の定期点検基準」による。） 特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特種（建設機械） （点検基準別表第3「事業用自動車等の定期点検基準」による。）
追加点検項目	基本点検項目以外の項目 ○印部分のみ実施	該当点検整備費用…入札対象（○印） （注）左記該当項目（○印）以外の部品の交換等に係る費用…入札対象外
	○ エンジンオイル交換（オイル、交換作業）	
	○ オイルエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	クーラント交換（クーラント、交換作業）	
	作動油交換（作動油、交換作業）	
	○ リヤハブシール（4箇所）、ベアリンググリス交換（ハブシール、グリス、交換作業）	
	○ エアエレメント清掃	
	○ クラッチ点検調整	
	○ ベルト点検調整	
	○ ホイル脱着	
	○ 車体・装置グリスアップ	
	○ ブレーキ清掃調整	
	○ タイヤ空気圧調整	
	○ バッテリー比重点検	
	○ 灯火回り点検	
	○ 電気機器点検	
	エンジン及びシャシスチーム洗浄	
	シャシブラック塗装（塗料、塗装作業）	
	○ 除雪装置動作確認点検	
	○ フロントブラウ・グレーダ部赤塗装（下地1回、赤2回）	
その他	車両運搬・引取納車費	入札対象

※ 業務完了報告時には次の書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

(発注番号6)

<検査点検の単価の内訳(12ヶ月点検)>

除雪トラック専用車10t(6×6)スライドグレーダ付【鳥取800iは873】【鳥取800iは971】

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 （点検基準別表第5「自家用貨物自動車等の定期点検基準」による。） 特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特種（建設機械） （点検基準別表第3「事業用自動車等の定期点検基準」による。）
追加点検項目	基本点検項目以外の項目 ○印部分のみ実施	該当点検整備費用…入札対象（○印） （注）左記該当項目（○印）以外の部品の交換等に係る費用…入札対象外
	○ エンジンオイル交換（オイル、交換作業）	
	○ オイルエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	クーラント交換（クーラント、交換作業）	
	作動油交換（作動油、交換作業）	
	○ エアエレメント清掃	
	○ クラッチ点検調整	
	○ ベルト点検調整	
	○ ホイル脱着	
	○ 車体・装置グリスアップ	
	○ ブレーキ清掃調整	
	○ タイヤ空気圧調整	
	○ バッテリー比重点検	
	○ 灯火回り点検	
	○ 電気機器点検	
	エンジン及びシャシスチーム洗浄	
	シャシブラック塗装（塗料、塗装作業）	
	○ 除雪装置動作確認点検	
	○ フロントブラウ・グレーダ赤部塗装（下地1回、赤2回）	
その他	車両運搬・引取納車費	入札対象

※ 業務完了報告時には次の書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

(発注番号 6)

<検査点検の単価の内訳(車検)>

除雪トラック専用車10t(6×6)スライドグレーダ付【鳥取800は1133】【鳥取800は1028】

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 （点検基準別表第5「自家用貨物自動車等の定期点検基準」による。） 特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特種（建設機械） （点検基準別表第3「事業用自動車等の定期点検基準」による。）
追加点検項目	基本点検項目以外の項目 ○印部分のみ実施	該当点検整備費用…入札対象（○印） （注）左記該当項目（○印）以外の部品の交換等に係る費用…入札対象外
	○ エンジンオイル交換（オイル、交換作業）	
	○ オイルエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	クーラント交換（クーラント、交換作業）	
	作動油交換（作動油、交換作業）	
	○ エアエレメント清掃	
	○ クラッチ点検調整	
	○ ベルト点検調整	
	○ ホイル脱着	
	○ 車体・装置グリスアップ	
	○ ブレーキ清掃調整	
	○ タイヤ空気圧調整	
	○ バッテリー比重点検	
	○ 灯火回り点検	
	○ 電気機器点検	
	○ エンジン及びシャシスチーム洗浄	
	○ シャシブラック塗装（塗料、塗装作業）	
	○ 除雪装置動作確認点検	
	○ フロントブラウ・グレーダ赤部塗装（下地1回、赤2回）	
その他	車検代行手数料	入札対象
	保安確認点検費用	
	車両運搬・引取納車費	
	法定費用（自動車重量税及び印紙代）	

※ 業務完了報告時には次の書類を提出すること。

- 1 自動車検査証の写し、法定費用（自動車重量税及び印紙代）の領収書
- 2 点検整備記録簿の写し